

川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱

令和4年7月28日

4川環脱第428号

市長決裁

(通則)

第1条 川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下、「規則」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和37年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日 環地域事発第2403011号改正）並びにこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年12月24日条例第52号）第7条に規定する川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、本市の脱炭素先行地域（以下、「先行地域」という。）内で2030年度における民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ達成等に向けて取組を行う事業者に対して、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（川崎市の交通要衝「みぞのくち」からはじめるCO₂最大排出都市の脱炭素アクション）（以下、「事業計画」という。）に定める施設等の整備等に際し、設備、車載型蓄電池等（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和5年1月13日環地域自発第2301131号改正）（以下、「実施要領」という。）別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）1 脱炭素先行地域づくり事業（2）イ（カ）に規定する車載型蓄電池等をいう。）を事業所に導入（以下、「事業計画に定める施設等の整備等」という。）するための費用の一部を補助し、以って本市とともに地球温暖化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 先行地域 事業計画に規定する民間施設及び川崎市役所の全公共施設。
- (2) 事業所 先行地域に位置付けられた民間施設で、事務所、店舗、工場その他の一団の建築物のことをいい、専ら住宅及び共同住宅として使用される建築物を除く。

(3) 事業着手 事業計画に定める施設等の整備等の契約締結行為又は工事の着工のいずれか早い方。

(交付申請を行うことができる者)

第4条 補助金の交付申請を行うことができる者は、次のものとする。

- (1) 事業所に事業計画に定める施設等の整備等を行う場合は、施設等を所有する者、施設等の管理を委任されている者又は施設等所有者から設備の設置について承諾を得ている者。
- (2) 公共施設に施設等の整備等を行う場合は、賃貸借契約等において契約の相手方となる者。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象とする事業（以下、「補助対象事業」という。）は、実施要領の別紙1（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））に定める事業のうち、事業計画に定める施設等の整備等とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、実施要領に定める次の経費をいう。ただし、消費税及び地方消費税相当分については補助対象外経費とする。

- (1) 別表第1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象経費（設備整備事業）
(2) 別表第2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象経費（車両導入事業）
(3) 別表第3 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象経費（効果促進事業）

(補助率)

第7条 補助対象事業に係る補助率は、実施要領の別紙1（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））に記載のとおりとする。

ただし、補助金の交付を申請しようとする者（以下、「補助金申請者」という。）が、この要綱以外の規定による国、県、本市及び本市以外の地方自治体の他の補助金等を補助対象経費の一部に充当しようとする場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率を減じることができる。
4 前項の規定による補助率の減額を行うときは、補助金交付申請額に応じて予算残額を按分する方法とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金申請者は、事業着手の30日前までに、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
ただし、次の場合はその限りではない。

- (1) 2か年度以上に渡る事業を実施する場合で、2年度目以降の各年度に係る申請
- (2) 市長が認める場合
- 2 前項第1号において、2か年度以上に渡る事業を実施する場合、各年度に実施する事業の補助対象経費分に係る部分を、各年度当初に申請するものとする。
- 3 第1項に規定する必要書類は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象経費が把握できる見積書等
 - (2) 導入する設備等の仕様書及び二酸化炭素排出量削減効果の算定資料等
 - (3) 導入する設備等の配置が分かる図面等
 - (4) 補助金申請者の納税証明書（法人市民税の納税証明書。交付申請書の提出前3か月以内に取得かつ発行できる最新年度のもの。）又はその写し
 - (5) 設備を導入する建物に係る全部事項証明書又はその写し（申請書の提出前3箇月以内のもの。建物が未登記である場合は、未登記である旨の建物所有者からの申出書。
ただし、車載型蓄電池等を導入する場合は不要とする。）
 - (6) 建物所有者が設備等の設置に承諾した旨の書類（交付申請者以外のものが所有する建物において、設備を導入する場合に限る。）
 - (7) 市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）
 - (8) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第3号様式）
 - (9) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の条件)

第9条 補助金申請者は、前条第1項に規定する交付の申請をする日において、市税を滞納していないものとする。

- 2 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第8条の規定に基づき、補助金申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助金の交付の決定)

第10条 市長は、補助金申請者から第8条第1項及び第2項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定し、その結果について、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助金申請者に通知するものとする。

- 2 第8条第2項の場合、市長は当該年度に係る補助対象経費分について審査を行い、当該年度分の補助金について交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、補助金申請者に対し、必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。この場合において、補助金申請者は、当該調査に協力しなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 5 第3項及び前項の規定は、第2項の場合に準用する。

（補助事業執行に関する要件）

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、事業着手に際して市内中小企業者（規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）による入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を取得しなければならない。また、見積書の取得にあたっては、機器本体に係る経費、工事に係る経費及び補助対象とならない経費等の内訳を記載した見積書を取得しなければならない。

ただし、市長が契約の性質上これらの方針により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の契約金額が100万円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により、市内中小企業者による入札を行う場合、又は市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第2号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載された地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 3 第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取し難い事由がある場合には、理由書（第3号様式）を提出するものとする。
- 4 第10条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金によって導入した設備等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下、「法定耐用年数」という。)、善良なる管理者の注意をもって管理し、その導入した事業所において使用しなければならない。

5 補助事業者は、事業計画に定める施設等の整備等を実施した場合は、先行地域の取組であることを、当該事業所等において本市と協議した方法で2030年度が経過するまで明示しなければならない。

(補助対象事業の着手)

第12条 補助事業者は、事業着手にあたり当該着手の日から10日以内に、地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業着手届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業計画変更承認申請書・事業計画変更(廃止)承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は予定期限内の遂行が困難となつた場合。
 - (3) 補助対象事業の全部又は一部廃止しようとするとき。
 - (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業計画変更等承認通知書・不承認通知書(第7号様式)により、補助金申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更もしくは取消をし、又は条件を付すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により交付の決定を変更もしくは取り消した場合において、当該変更もしくは取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、軽微な変更として、第15条第1項に定める実績報告に記載することによりこれに代えることができる。
- (1) 事業実施期間を前倒しする変更
 - (2) 目的の範囲を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において補助対象経費から該当分を除算する変更
 - (3) その他市長が認める軽微な変更

(補助対象事業の完了)

第14条 補助事業者は、事業計画に定める施設等の整備等を、交付の決定の通知を受けた

年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、市長が指定する期間とする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、事業計画に定める施設等の整備等が完了したときは、当該事業計画に定める施設等の整備等の完了の日から10日以内に、次に掲げる書類に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金事業実績報告書（第8号様式）

(2) 発注実績報告書（第9号様式）

2 前項に規定する必要書類は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に係る工事請負契約書又はこれにかわるべき書類等の写し、領収書等の写し（補助対象事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類）及びその内訳を示すもの

(2) 工事完成図面

(3) 工事完成写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項第2号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第11条第1項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、補助事業者から前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、予算の範囲内で補助金の額の確定を行い、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を補助事業者へ命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令された日から20日以内とし、期限内に返還がない場合は、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 補助事業者は、第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により、補助対象経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条各項に準じて提出するものとする。

5 市長は、補助事業者から前項に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、予

算の範囲内で再度補助金の額の確定を行い、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の請求及び交付)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項に規定する通知書の交付を受けた後、10日以内に補助金に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第10条第1項及び第2項に規定する交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
- (5) 第9条第2項に違反したとき。
- (6) 第11条第1項の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(状況報告等)

第19条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(補助事業者の努力義務)

第20条 補助事業者は、本市が実施する脱炭素化に係る施策に対し、本市と密に連携して取組を推進するよう努めなくてはならない。

2 補助事業者は、本市内で災害が発生した際には、企業・事業所自らの判断で、事業所隣の被災者に対し、可能な範囲で被災者支援をするよう努めなくてはならない。

(設備等の管理並びに処分及び譲渡)

- 第21条 補助事業者は、補助金によって導入した設備等について台帳を作成し、その保管状況を明らかにしなければならない。ただし、当該設備等が法定耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した設備等を処分しようとするときは、川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金取得設備等処分承認申請書(第11号様式)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該設備等が法定耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、地域脱炭素移行・再エネ推進補助金取得設備等処分承認通知書(第12号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第2項ただし書きの場合を除き、第2項に規定する処分があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

- 第22条 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、第16条に定める補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 市長は前項の帳簿及び書類について、必要があると認められる場合は、補助事業者に提出を求め、説明を求めることができる。その場合、補助事業者は遅滞なく協力しなければならない。

(雑則)

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則(令和5年3月17日4川環脱第1627号)

- 1 この要綱は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付決定を行った補助対象事業者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日4川環脱第920号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日5川環脱第1687号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱の施行の日前に改正前の要綱第10条の規定により交付の決定及び通知を行っているものについては、なお従前の例による。